CNIPA、知的財産権公共サービスの向上を目指した指導意見を公表

2024 年 8 月 1 日
JETRO 香港事務所

2024 年 7 月 30 日、国家知識産権局（CNIPA）が、「**知的財産権公共サービスの実効性を総合的に高めるための指導意見**」（关于全面提升知识产权公共服务效能的指导意见[1]）を公表した（成文日は 7 月 24 日）。

本指導意見では、「一．全体要求」欄において「大局に奉仕」「重要なポイントに集中」「チェーン全体に奉仕」「包括的なサービスと集中的なサービスを同等に重要視」を堅持という基本原則を示した上で、主要目標として以下の点を掲げている。

企業と公衆のための知財権公共サービスのレベルを新たに強化し、各級各種の知財権公共サービス機関をより合理的に配置し、より効率的に運営し、公共と革新主体に対する知財権公共サービスの利便性とアクセシビリティを大幅に改善し、知財権の公共サービスによって主要な科学技術イノベーションの支援に新たな突破口を開き、社会全体の創造性と市場活力を刺激し、独創的で破壊的な科学技術成果の出現を促進し、新産業・新形態・新エネルギーを育成・発展させる。

そして、その目標に向けて取り組むべき事項は以下のとおり。

二．質の高い知的財産権創造の原動力となる調査サービスの強化

（四）科学技術イノベーション力に対する公共サービス支援を強化する。

（例：科学技術イノベーションプロジェクトの設立・技術研究開発・試験検証・普及応用等の技術サイクル全体を通じて知財権情報の詳細な発掘・分析・活用の実施、等）

（五）科学技術イノベーション機能区に対する公共サービス支援を強化する。

（例：自主創新模範区やハイテク産業開発区等において、知財権公共サービスメカニズムの構築、知財権データ資源の供給強化、専利導航・専利技術発掘等の公共サービスツールの活用、独創かつ先導的な科学技術の研究開発や基礎研究への支援強化、等）

（六）産業知財権のチェーン強化と効率性向上の公共サービス支援を強化する。

（例：サービス機関が知財権戦略コンサルティング等のサービス提供、等）

1 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/29/art_75_194012.html

三．専利転化に焦点を当てて知財権の効率的かつ効果的な活用の促進に向けた協力

（七）大学の専利ストックの活性化に向けて公共サービス保障を強化する。

（例：大学専利の目録・ふるい分け・マッチング・運用等の実施、等）

（八）中小企業のための専利産業化に関する公共サービス保障を強化する。

（例：各種知財権公共サービスプラットフォームを通じた知識の普及、等）

（九）知的財産権公共サービスと市場指向サービスの共同発展を促進する。

（例：市場指向の知的財産サービス機関を指導して専利産業化の促進に向けたサービス理念を確立して専利転化運用に関する総合的な解決策の提供、等）

四．高水準の知的財産保護を支える共通ガバナンス管理の改善

（十）知的財産権保護制度を改善するために、公共サービスの供給を最適化する。

（例：企業の「海外進出（走出去）」支援のために海外知的財産権保護および侵害早期警告のサービス実施を奨励・支持、公共サービス機関による知財権紛争行政審判に技術調査官として専門家派遣の支援や知的財産権紛争調停への参加、等）

（十一）高水準の国家知財保護模範区の建設に対する公共サービス支援を強化する。

（十二）知的財産権保護のためのデータサポートと情報セキュリティを強化する。

（例：知的財産権保護のための国家情報プラットフォームの建設加速、等）

五．知的財産公共サービスの質と効率の向上を促進するための分類指導の強化

（十三）省級の知的財産公共サービスの全体的な管理をさらに強化する。

（例：専利集約型製品の育成推進、「一省一政策」を重視した知財強省の建設、等）

（十四）知的財産の公共サービスを推進する重要な拠点を調整し、対象となるサービスを実施する。

（例：管轄内の各種公共サービス重要拠点の指導管理の強化、技術創新サポートセンター(TISC) や大学国家知識産権情報サービスセンター(NIPISC) による支援、等）

（十五）知的財産権公共サービスに関する情報収集を展開する。

（十六）知的財産権公共サービスの人材保障を強化する。

（以上）